

きららにじぐみ  
(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
自己評価結果について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、事業所は自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、保護者等による事業所評価と職員による事業所の支援の評価を踏まえ、事業所全体としての評価結果をまとめ、改善を図っていきます。

保護者等にご記入いただいた評価表の提出方法

連絡システムを使い、使用しているスマートフォンやパソコンでの回答を依頼

配布・回収期間

令和6年1月10日(水)～令和6年1月26日(金)

対象者・回収状況

	きららにじぐみ
児童発達支援 (保護者)	20名 16名提出(80%)
放課後等デイ (保護者)	7名 1名提出(14.3%)
児童発達支援 (職員)	5名 4名提出(80%)
放課後等デイ (職員)	5名 4名提出(80%)

※( )内は、回収率

評価結果表

別紙資料のとおり(きららにじぐみ)

- 保護者等向け・児童発達支援評価表
- 保護者等向け・放課後等デイサービス評価表
- 事業所職員向け・児童発達支援評価
- 事業所職員向け・放課後等デイ評価

## 評価から見える課題と対応

### <児童発達支援>

前年度よりも回収率が高く「はい」という項目が多数でした。

「毎回とても楽しみにしています」とご意見をいただきました。利用児が楽しく通っていただいていることをありがたく思います。

今年度も、保護者会の開催はありませんでした。感染症が季節を問わず流行していたため開催はしませんでした。新型コロナウイルスが5類に移行したため、来年度は保護者会を開催したいと考えております。

今後も、利用児が楽しく通所できる場所を目指し、保護者の方も安心してご利用できる事業所を目指していきます。

### <児童発達支援/放課後等デイサービス>

令和5年度より、システムを導入し、保護者との連絡交換がスムーズになりました。

また、写真を送ることで、子どもの姿が伝わりやすくなっていると感じています。また、細かな連絡やご家庭の様子を教えてください、保護者との情報共有がしやすくなったと思います。

今後も子どもたちの発達をお手伝いできるよう、より良い事業所づくりに努めてまいります。

社会福祉法人吉田福祉会  
児童発達支援・放課後等デイサービス  
きららにじぐみ

担当：落合美里